

令和5年度

第8回定例農業委員会会議録

令和5年11月20日 開催

令和5年11月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和5年度 第8回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第12号

令和5年度 第8回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年11月15日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和5年11月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和5年11月20日 午前 9時00分

閉会 令和5年11月20日 午前 9時50分 (会期1日)

第1日目 (11月20日)

出席委員 17名

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1番 中添 文彦 | 8番 笹川 武義 | 15番 滝川 廣男 |
| 2番 谷本 利信 | 9番 井脇 弘幸 | |
| 3番 三好 直樹 | 10番 長尾 清 | 17番 大野 政則 |
| 4番 國重 義廣 | | 18番 藤重 英子 |
| 5番 森 健人 | 12番 藤滝 健造 | 19番 丸尾 説男 |
| 6番 福家 範行 | 13番 三好 満 | |
| 7番 佐藤 裕子 | 14番 三好 光春 | |

農地利用最適化推進委員 1名参加

陶 福家 重夫

議事録署名委員

5番 森 健人 委員、12番 藤滝 健造 委員

欠席 11番 川西 正廣 委員、16番 渡辺 玲子 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 5 年 11 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 6 議案第 4 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 5 年 11 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 5 年度第 8 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、11 番 川西正廣 委員、16 番 渡辺玲子 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、5 番 森健人 委員、12 番 藤滝健造 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

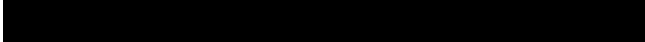
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 2 件です。

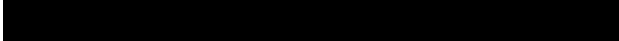
議案第 1 号-1

地 図： 

権利等： 所有権移転 無償贈与

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に在住しており農地の処分を考えていたところ、

親戚である譲受人との間で意見が合致し申請に至ったものです。なお、農地の管理自体は利用権の設定はしていないもののこれまでも譲受人が実施しており、話し合いの結果譲受人が取得することで話がまとまったものです。



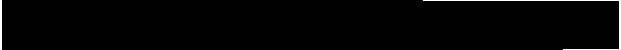

譲受人の経営面積は、自作地が 552 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されております。

譲受人の農作業暦としては、5年で、年間 200 日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、トラクター、トラックを各 1 台、農舎 50 m²を所有しております。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、100m、徒歩で 1 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-2

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は田渡しで水管理をする必要があり耕作に不便であったため手放したいと譲渡人は考えており、隣接農地を管理している譲受人との間で協議が整い申請に至ったものです。なお、申請地及び隣接農地については、筆の境界が確定していない筆界未定地ではありますが、申請地を除き他の筆界未定となっている土地の所有者は譲受人であることから、今後は全ての土地が同一人の所有となり、境界に関する問題もないものと考えます。

譲受人は認定農業者であり、経営面積は自作地 28,703 m²、借入地 27,632 m²、合計 56,335 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻、麦を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、60 年で、年間 200 日の農作業従事を予定しております。機械の所有状況については、トラクター、トラックを各 3 台、コンバインを 2 台、農舎 150 m²を所有しております。また、水稻、麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1km、車で 10 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 3 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

所有者：

借受人：

用途： その他業務用地

施設の概要： ー

申請事由： 古物保管および車両置場

説明：【理由】 申請人は、申請地の隣接地において古物商を営む個人ですが、事業拡大に伴い事業用地の拡張を考えていたところ、隣接している申請地の所有者から土地使用の承諾があったため、平成 29 年ごろから古物保管場として使用しております。

令和 2 年に所有権移転を希望し、確認をした際に無断転用となっている事実が発覚し、解消に向けて関係者への説明を行いました。地元水利代表者の一人でもある、隣接農地所有者から同意を得ることができず、再三交渉を行ったものの、理解を得られなかったため、このたび、経緯書を添付し申請に至ったものです。

また、法律に無知であったため、農地法の手続きを経ずに転用してしまったことを反省し、始末書も添付されていることから追認許可はやむを得ないものと考えます。

【資金】 土地代 80 万円 造成費 0 万円、建築費 0 万円

自己資金 80 万円、借入金 0 万円

【期間】 平成 29 年不詳

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：既設溜枘及び側溝から へ放流

汚水：発生なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

議案第 2 号-2

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地 種： 第 3 種農地 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域

併用地： 併用地（雑種地、農道、水路） 1,469.99 m²

所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地/集団住宅その他

施設の概要： 区画造成 19 区画

申請事由： 宅地分譲

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成 29 年に設立、資本金 9,000 万円で、不動産の売買やコンサルタント、土木建築等工事、及びその設計・施工・監理等を主に営む法人であります。

申請地近隣は、イオンなどの商業施設や綾川駅周辺での立地条件の良さから、宅地化が著しく、滝宮総合病院、滝宮子ども園などの生活に必要な施設も整っているうえ、高松市内への交通アクセスも良好であること、また、近接する自社所有の分譲地も販売が好調であることから、住宅の販売需要が見込まれると判断し、住宅用地となる土地を探していたところ、高齢化や耕作不便のため農地の維持管理に苦慮していた土地所有者との間で意向が合致し、今回、申請に及んだものであります。

なお、申請地については、琴電綾川駅から東側方向へ約 300mのところに位置する第 3 種農地で都市計画法に規定する用途地域、第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域であります。

【資金】 土地代 4,800 万円 造成費 7,000 万円、建築費 0 万円
自己資金 11,800 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 6 年 3 月 10 日～令和 6 年 10 月 31 日

【造成】 盛土 H=0.29～1.79m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=1.4～2.4m

【排水】 雨水：ため柵を設置し、隣接水路へ放流
污水：公共下水道へ接続（一部合併処理浄化槽あり）

【他法令許可】 開発許可、法定外工事施行承認（担当課と協議中）

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-3

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 賃貸借権

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： -

所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

用途： その他業務用地

施設の概要： 露天駐車場 22 台分

申請事由： 駐車場

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 3 年に設立、資本金 3,500 万円で、ガスケットの製造販売等を主に営む法人であります。

現在、従業員及び来客の駐車場は、事務所・工場敷地の空きスペースを使用しておりましたが、当該スペースに危険物を補完する倉庫の建築を計画していることから、駐車スペースが不足することとなりました。

近隣で新たな駐車場用地を探していたところ、事務所から 100m 程度の申請地において、車両の進入も容易であり、必要とする面積を確保できること、また、代表取締役の長男である地権者との意向も合致したことから、総合的に判断して選定し、申請に至ったものです。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 300 万円、建築費 0 万円
自己資金 300 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 6 年 1 月 10 日～令和 6 年 2 月 28 日

【造成】 盛土 砕石 H=0.1m 切土 雨土除去 H=0.15m
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透
汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 該当なし [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号についてです。なお、案件第 4 号に滝川廣男委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。案件第 4 号について、説明します。

P.5 をご覧ください。

議案第 3 号-4

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
借受人経営面積： 121,016.35 m²
利用目的： 水稲
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R5.12.1～R11.11.30 (6 年間)
以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 4 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 3 号の、案件第 4 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 12 号に谷本利信委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願ひます。

事務局

はい。案件第 12 号について、説明します。

P.9 をご覧ください。

議案第 3 号-12

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
借受人経営面積： 38,910 m²
利用目的： 水稲、麦
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R5.12.1～R8.11.30 (3 年間)

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 12 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 3 号の、案件第 12 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。谷本委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.4～P.12 をご覧ください。

今月は権利種別が貸借権設定および貸借権移転があります。

貸借権設定については案件 1 号から案件 13 号が該当し、

契約件数： 11 件 合計 25,755 m²


内訳


新規契約： 1～3 番 3 件 8,733 m²

更新契約： 5～13 番 8 件 17,022 m²

貸借権移転については案件 14 号から案件 16 号が該当し、経営の法人化に伴う変更であり、

契約件数： 3 件 合計 4,098 m²

現借受人： 

新借受人： 

賃料・貸付期限： 現契約を引き継ぐ

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 3 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第 4 号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.13～P.14 をご覧ください。件数は 4 件、合計面積は 10,392 m²です。

案件第1号～4号について、現契約の貸付期間が、R6.1.3で満了となるため、R11.4.30まで更新するものです。

なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は案件第1号が年間10a当り5,000円、案件第2号～第4号が年間10aあたり8,000円です。借受人は[REDACTED]です。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第4号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号についてです。なお、案件第3号に三好満委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第5号、農地機構を通じた利用権設定です。案件第3号について、説明します。P.16をご覧ください。

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 157,460 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R5.12.1～R11.11.30 (6年間)

以上ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 17・18 号に滝川廣男委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 17・18 号案件について、説明します。

P.23 をご覧ください。

第 17・18 号案件

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人： 17 号

18 号

借受人：

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 121,016.35 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： 17 号 R5.12.1～R11.11.30 (6 年間)

18 号 R5.12.2～R11.12.1 (6 年間)

以上ご審議のほどよろしくお願います。

議長

案件第 17・18 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 17・18 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.15～P.27 をご覧ください。

契約件数： 22 件 合計 64,539 m²
新規契約： 1～2・5・7・15・20～25 番 11 件 33,522 m²
更新契約： 4・6・8～14・16～17 11 件 31,017 m²
変更契約： なし

貸付先としましては、1～2 番を [REDACTED] へ、4 番を [REDACTED] へ、5 番を [REDACTED] へ、6 番～7 番を [REDACTED] へ、8 番～16 番を [REDACTED] へ、19 番～22 番を [REDACTED] へ、23 番を [REDACTED] へ、24～25 番を [REDACTED] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第 5 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願ひます。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 4 件です。

報告 1-1

賃貸人： [REDACTED]
賃借人： [REDACTED]
転貸人： 高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日： 令和 5 年 11 月 1 日

引渡日： 令和 5 年 11 月 30 日

説 明： 耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人： [REDACTED]
賃借人： [REDACTED]
転貸人： 高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： [REDACTED]

解約日： 令和 5 年 11 月 1 日

引渡日： 令和 5 年 11 月 30 日

説 明： 耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人： [REDACTED]
賃借人： [REDACTED]
申請地： [REDACTED]

解約日：令和5年10月15日

引渡日：令和5年10月30日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-4

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和5年7月31日

引渡日：令和5年7月31日

説明：基盤整備事業による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号についてご質問はありませんか。

滝川委員

合意解約した場合、補助金返還となるケースがあると思いますが、出し手の補助金が返還となることもありますか。今回の解約については、受け手の管理が不十分で解約に至ったため、出し手が不利益を被るのは気の毒に感じます。

事務局

出し手が経営転換協力金を受けている場合、あまり件数は多くありませんが、補助金返還となる場合もあります。個別の事情もあるかと思いますが、制度としてはそうなります。

滝川委員

今後、機構を通じた利用権設定の際に、受け手の能力を見極めて契約を締結するよう、気を付けていただきたいと思います。

議長

他にご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された議案第1号から議案第5号のうち、議案第3号の案件第4号、12号、及び議案第5号の案件第3号、17号、18号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。

うございました。それでは、第8回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 9時50分

閉会